

# 実用新案制度の新たな枠組みの検討 －特許権との差別化に関する考察



韓国特許庁，特許審査官 申 尚勳

## 要 約

保護の対象については同一の規定を持っているが、その運用が異なる日韓の実用新案を検討した。現在、両国の実用新案出願数は著しく減り、その活用は微弱となってきた。これは実用新案制度の目的及びそれに伴う効用が以前より大幅に減少した結果であろう。実用新案制度が有効な制度として活用されるためには、権利の付与とその効力において、特許との差別化が必要である。実用新案の新たな位置付けのため、不実施の場合、差止請求権を認める規定は禁止し、また、長期間にわたって実施されない実用新案に対して、裁定請求の代わりに不実施取消審判を新設するべきであろう。一方、より積極的な実用新案の誘引として維持年金の加算金又は維持年金自体の廃止も考慮すべきである。

## 目次

1. はじめに
2. 日韓両国の実用新案制度の運用現況
3. 実用新案の在り方をめぐる両国の議論
  - (1) 保護対象としての考案と発明の現状と課題
  - (2) 実用新案の必要性について
  - (3) 新たな実用新案権の方向性についてのこれまでの議論
4. 実用新案の新たな位置付けのための提案
  - (1) 不実施における差止請求権の制限
  - (2) 裁定請求権の廃止及び不実施取消審判の導入
  - (3) 維持年金の加算金又は維持年金自体の廃止
5. おわりに

止する前の過渡期的な運用に過ぎないという意見などがあつた<sup>(5)</sup>。一方、韓国の場合、制度の施行以前から実体審査を伴わないことによる権利の不安定性や審判・訴訟の増加などを理由として批判的な意見が強かつた<sup>(6)(7)</sup>。日本は無審査制度の導入以降、無審査制度上の不便な点を一部改正することで対応したが（平成16年法律第79号）、一方、韓国は2006年度、再び審査制度に戻り（韓国法律第7872号）、今日に至っている。

表1及び表2は、両国の特許・実用新案の過去10年間の出願動向である。これらの表から分かるように、現在、両国の実用新案出願数は審査・無審査制度とは関係なく、大きく減少したままの状態が続いている。また、特許から実用新案へ（又は実用新案から特許へ）の出願の変更数は、過去10年間、両国共に数百件未満であり、微々たるものである<sup>(8)</sup>。

本稿ではこのような状況のもとで、日本と韓国における実用新案制度の位置付けを把握することにより、第4次産業革命時代と呼ばれる今後においても魅力的な制度として存続させる方策について考察する。

## 1. はじめに

実用新案制度は、いわゆる「小発明」の保護を目的（又は意義）として、1980年代までに日本と韓国の産業発達に多く貢献してきた。日本は1981年度に特許出願数が実用新案出願数を超えることになり、韓国でも1989年度に同じ現象が起こつた<sup>(1)(2)</sup>。特許出願数が実用新案出願数を超える先進国型の出願動向を機に<sup>(3)</sup>、増加する特許出願及び特許審査に力を注ぐため、日本は1993年度に基礎的要件のみを審査する、いわゆる無審査制度を導入しており（平成5年法律第26号）、韓国はこれより遅く1999年度に導入した（韓国法律第5577号）。無審査制度の導入に関して日本では、実用新案制度は改正によって、一層不便となり、利用することが難しくなつたという意見<sup>(4)</sup>や制度を廃

## 2. 日韓両国の実用新案制度の運用現況

現在、実用新案制度は日本の場合、無審査制度として運用されており、韓国の場合、審査制度として運用されている。上記の表1及び表2から分かるように、2018年度両国の実用新案の出願数はいずれも約6,000

表 1. 日本の特許・実用新案出願

年度	特許 (A)	実用新案 (B)	実用新案 技術評価書 作成件 (C)	B/(A+B) (%)	C/B (%)
2009	348,429	9,507	718	2.7	7.6
2010	344,397	8,679	717	2.5	8.3
2011	342,312	7,984	597	2.3	7.5
2012	342,589	8,112	568	2.3	7.0
2013	328,138	7,622	552	2.3	7.2
2014	325,688	7,095	491	2.1	6.9
2015	318,345	6,860	451	2.1	6.6
2016	317,922	6,480	414	2.0	6.4
2017	318,030	6,106	364	1.9	6.0
2018	313,028	5,388	336	1.7	6.2
平均	329,888	7,383	521	2.2	7.0

表 2. 韓国の特許・実用新案出願

年度	特許 (A)	実用新案 (B)	実用新案 審査請求 (C)	B/(A+B) (%)	C/B (%)
2009	163,523	17,144	15,518	9.5	90.5
2010	170,101	13,661	12,899	7.4	94.4
2011	178,924	11,854	10,617	6.2	89.6
2012	188,915	12,424	10,046	6.2	80.9
2013	204,589	10,968	9,341	5.1	85.2
2014	210,292	9,184	8,446	4.2	92.0
2015	213,694	8,711	7,926	3.9	91.0
2016	208,830	7,767	6,931	3.6	89.2
2017	204,775	6,809	6,036	3.2	88.6
2018	209,992	6,232	5,622	2.9	90.2
平均	195,364	10,475	9,338	5.2	89.2

件であった。一方、過去 10 年間の両国の実用新案の平均占有率は世界各国における実用新案出願の平均 (2-6%) と同様であるが<sup>(9)</sup>、その出願数は次第に減少する傾向にある。

日本では、無審査制度の意義は、「権利の並存を認め、実用新案権を特許権賦与までの「つなぎ」として使うことを認めないことは、無審査主義の新たな制度の利点を大幅に減殺することになる」とし<sup>(10)</sup>、「現代社会における短ライフサイクル商品に対応するために、平成 5 (1993) 年の法改正により無審査主義を採用した」と主張した<sup>(11)</sup>。しかし、今や特許でも早期審査が可能であり、各種の減免制度が利用できることで、実用新案の長所としてみなされた権利保護の早期化やコスト軽減の魅力は大きく減少した<sup>(12)(13)</sup>。また、

無審査制度による権利行使が難しく早期権利化の意味も薄れた。更に、「このようなメリットが本当にあるならば、実用新案の出願件数が 1 万件にも満たないところまで減少することはないであろう」との意見もある<sup>(14)</sup>。一方、実用新案の出願数が減少する傾向は無審査制度の問題だけではなく、審査制度として運用されている韓国でも実用新案の出願数は日々減少している。これは、実用新案制度の運用の問題ではなく、実用新案の出願人 (又は権利者) にとってのメリットが以前と同じではないことを示している<sup>(15)(16)</sup>。

上記の表 1 及び表 2 から明らかになったことは無審査制度である日本の場合、実用新案の権利行使のための技術評価申請は全体の 7.0% に過ぎず、残りの大半は防衛出願であると考えられる。それに対し、審査制

度がある韓国の場合、出願と同時に審査請求をすれば早期審査になることも影響しているが<sup>(17)</sup>、約90%の出願が審査を請求し、この割合は同期間の特許の審査請求(82.8%)より高い<sup>(18)</sup>。

一方、現在のような実用新案の運用について、「他の出願・申請に目を移すと、種苗法の品種登録出願が約1000件、半導体回路配置利用登録の申請が数件程度であり、これらに比べると多数の出願が毎年なされている」という意見もあるが<sup>(19)</sup>、現在のような傾向が続けば、制度運用を見直さなければならない。

### 3. 実用新案の在り方をめぐる両国の議論

#### (1) 保護対象としての考案と発明の現状と課題

実用新案法は考案を保護の対象とする。「考案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう」として、両国の実用新案法2条に同一に定義されている。一方、発明を保護の対象とする特許法には、「発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と定義され、発明(又は特許)は技術的思想の創作のうち高度のもののみを対象とする。しかし、それに対する反対解釈として、考案には高度なものという限定がないため、高度なものと高度でないものをすべて含むとの見方がある<sup>(20)</sup>。一方、実用新案は物品の形状、構造又は組合せに係る考案を対象とする規定があり、これは実用新案の登録要件となる<sup>(21)(22)</sup>。

高度性は発明者の主観によって決まるが、進歩性に関する判断は公知技術との関係で客観的に決定される<sup>(23)(24)</sup>。そのため、実質的な高度性の判断は、進歩性を通じて評価される。即ち、発明は容易な場合であれば拒絶され、考案は極めて容易であれば拒絶される<sup>(25)</sup>。両国の特許・実用新案審査基準においては、「[発明]の定義中の「高度のもの」は、主として実用新案法における考案と区別するためのものである」と記載されているだけで、進歩性の判断において、実用新案と特許は特に違いはないと考えられる<sup>(26)(27)</sup>。その結果、特許と実用新案との進歩性の差は該当技術分野を審査する審査官又は審査課によって左右される<sup>(28)</sup>。

韓国の過去10年間(2009-2018年度)の特許及び実用新案の登録査定率は、特許が64.7%であるのに対して、実用新案は45.2%であり、むしろ、実用新案の登録率が低い<sup>(29)</sup>。同様の傾向は、(実体)審査制度を運用していた頃の日本でも現れたことが報告されている<sup>(30)</sup>。これは実用新案の進歩性を特許に準じて判断

することが一つの理由ではないかと考えられる。一方で、審査(又は技術評価)の際、請求項内の構成成分の数が多いほど進歩性が否定されにくくなり、概ね特許は実用新案に比べて構成成分が多いので、認められる進歩性のレベルは特許の方が実用新案より高いと考えられる<sup>(31)</sup>。以上から進歩性について、実用新案は特許と同じ又はより低く判断されると言える。

冒頭で実用新案の目的(又は意義)を「小発明」の保護として述べたが、今日の進歩性の判断からすると必ずしもそうではないと言える。言い換えれば、特許と実用新案の進歩性の判断基準において特別な違いがないこと、特許と実用新案との出願の変更を認めること及び特許と実用新案の間に先願主義を適用して先に出願されたもののみを認めることを考慮すれば、現在の実用新案は必ずしも小発明を保護する制度とは考えにくい。

#### (2) 実用新案の必要性について

進歩性の判断の際、実用新案で認められる進歩性のレベルは特許に比べ、低い可能性があることを上述した。このように特許より相対的に進歩性のレベルが低い実用新案が存在する理由としては、特許レベルの低下を防ぐために必要であることが挙げられる<sup>(32)</sup>。一方、実用新案に関し、進歩性が低い技術に特許のような独占排他権を付与することは相応しくないという批判がある<sup>(33)(34)</sup>。また、低い進歩性から実用新案の藪が形成され、そのため防衛出願や回避設計などが増加するならば、むしろ実用新案制度を廃止すべきであるとの意見もある<sup>(35)</sup>。

実用新案の進歩性に関わる議論として、公知技術の範囲や引用方式などを限定することを主張するものもある。例えば、公知技術内での示唆だけでは不十分であり、明示や教示などが存在しなければならない<sup>(36)</sup>、特許のような進歩性判断ではなく、いわゆる非自明性の判断で十分である<sup>(37)</sup>との意見の一方で、進歩性判断は特許のみであり、実用新案では判断すべきではない<sup>(38)</sup>、或いは、中国のように近接技術分野のみを公知技術として利用し、公知技術の個数にも制限が必要である<sup>(39)(40)(41)</sup>という意見がある。その他、特許の進歩性と違う概念である「付加価値性」を導入すべきである<sup>(42)</sup>という意見もある。しかし、その概念が曖昧であり、オーストラリアのイノベーション特許における「革新性」のように、技術レベルが低い場合は制度



の廃止に繋がる恐れがある<sup>(43)</sup>。したがって、進歩性の判断の度合いを調整することで、実用新案の活性化に結び付けることは困難であると考えられる。

このまま実用新案の先細りをただ何もせずに見守るべきか。実用新案の廃止については、日本では1960年代から、制度上特許と実用新案との大きな違いがない点や元々実用新案は後進国の技術保護である点など自国の技術水準が向上した点などを理由として、繰り返し論じられてきた<sup>(44)</sup><sup>(45)</sup>。また、最近韓国においても実用新案法が特許法の多くの部分を準用している点や審査制度に復帰したことなどを理由として、実用新案制度を廃止しても大きな支障がないという主張がある<sup>(46)</sup>。しかし、他の多くの国においても実用新案制度は維持されており、TRIPs協定が実用新案に多くを求めていることから、特許より自由に産業の多様性に対応できることもある<sup>(47)</sup><sup>(48)</sup>。それ故に、実用新案制度は存続を前提に、実用新案制度の活性化のための方策を特許権との差別化を中心に検討すべきであろう。

### (3) 新たな実用新案権の方向性についてのこれまでの議論

#### ① ソフト知的財産権への導入

現在、日韓両国の特許権は独占排他的権として認められており、特許権侵害に対する保護として差止請求権と損害賠償請求権が認められている。また、実用新案法にも同一の内容が規定されている。しかし、このような特許権の排他権は産業政策的な便宜によって構成されたものである<sup>(49)</sup>、特許権侵害の救済において、差止請求権のない賠償責任のように排他権を弱めた特許権の導入が主張された<sup>(50)</sup>。その後、米国のeBay判決（eBay Inc. v. MercExchange, L. L. C. Cite as 126 S. Ct. 1837 (2006)）を機に<sup>(51)</sup>、差止請求権が制限される特許権（いわゆるソフト知財）が本格的に議論された<sup>(52)</sup>。

このように差止請求権がない賠償責任のみの特許権として、不実施の際、差止請求権ができず、実施料支給がない場合に限って差止請求権が可能だという意見<sup>(53)</sup>や、差止請求権の認定は裁判所の裁量に該当するという意見などがある<sup>(54)</sup>。また、ソフト知財を実用新案制度に取り入れようとした主張の中には、「差止請求権は原則としてなく、裁判所は事情によって差止を命じることができることとする」という<sup>(55)</sup>。その他、差止請求権は事案別に認定されるべきというも

の<sup>(56)</sup>や、リードタイム（lead time）に関するライセンス方式の補償責任制への転換を提案しているものもある<sup>(57)</sup>。

このようなソフト知財への転換はエクイティ（equity）観点から差止の代わりに金銭的な損害賠償請求権を認める法理として一見妥当であるが、差止請求権の廃止をそのまま受け入れることには抵抗もあり、他の産業財産権法との調和を考慮しなければならない<sup>(58)</sup>。

#### ② 保護対象拡大に関する議論

現在の実用新案法は、技術的思想の創作である考案に関するものだが、過去の「型」説により、物品の形状、構造又は組合せが、今も実用新案の登録要件として課されているので、極論すればこれらを削除して対象の拡大を図るべきである<sup>(59)</sup><sup>(60)</sup>。即ち、小発明は必ずしも物品に限られることもないので、物質やプログラムなど方法なども対象とすべきである<sup>(61)</sup><sup>(62)</sup><sup>(63)</sup>。また、対象の拡大だけでは不十分であり、存続期間の延長を認めるなど別途の制度も必要であるとの意見もある<sup>(64)</sup>。

保護対象の拡大に反対する意見として、実用新案を単純・明瞭な制度として位置付けるために方法などを除外すべきであるというもの<sup>(65)</sup>や、方法は視覚化を通じた保護範囲の特定が難しく、無審査制度にそぐわないというものがある<sup>(66)</sup>。また、方法のレベルが下がる恐れがあるといった理由から保護対象の拡大を反対するものもある<sup>(67)</sup>。

ところで、第4次産業革命時代を迎えている今日において、第4次産業革命時代の代表的な技術を保護するため実用新案の保護対象を拡大することは、どのような影響をもたらすのか。第4次産業革命の代表的な技術である人工知能（Artificial Intelligence：AI）関連技術と実用新案の保護対象の拡大を考えてみよう。人工知能関連技術は、いわゆる人工知能（AI）及びその周辺技術に分けられる<sup>(68)</sup>。システム及びソフトウェアの観点からすると、AIは大きく、学習のためのデータ、AIアルゴリズム、コンピューターハードウェアに分けられる。また、その周辺技術としてデータ化に向けたセンサーなどで構成される。ディープラーニング（deep learning）として代表されるAIアルゴリズム及びそのためのデータはプログラムとして保護される可能性もある<sup>(69)</sup><sup>(70)</sup>、プログラムは現在の実用新案法の保護対象に当たらない。

しかし、プログラムに関する技術は段階的にバージョンアップを通じて技術革新が順次的、漸増的、累積的に起こるので、むしろ特許よりは実用新案に適合する<sup>(71)(72)</sup>。また、「特許法においても、物を生産する方法の発明の効力は、その方法によって生産された物にも及ぶとされているので、物と物を生産する方法を区別する実益はない。そこで、実用新案の対象を拡げる見地からも、物を生産する方法を実用新案の対象に加えるべきである」との意見もある<sup>(73)</sup>。一方、新規な物や装置は特許又は実用新案として両方とも出願することが可能であるが、ありふれた後の改良は実用新案がより相応しいため<sup>(74)</sup>、第4次産業革命以降までを考えると、実用新案の対象の拡大を検討すべきである。だが、3.(1)及び(2)で検討した通り、権利の付与とその効力の抜本的な差別化がなく、実用新案の保護対象の拡大のみでは実用新案の位置付けは更に不明瞭となり、実用新案の活性化への影響は少ないと考えられる。

#### 4. 実用新案の新たな位置付けのための提案

以上をまとめると、実用新案のコスト的なメリットが以前のようなでなくなり、ライフサイクルが短い権利の保護及びこれからの産業発展に資するところが不明となったことが言える。また、積極的に実用新案をより弱い権利として保護することや保護対象を拡大することなどが検討されてきた。しかしながら、特許権と実用新案の保護方式及び内容の根本的な差別化のない保護対象やそれを拡大することは、上述のように実用新案権の利用を活性化させる効果は乏しいと考えられる。それ故に、実用新案制度の新たな枠組みは、実用新案の本来の趣旨である実用的な技術の保護であることや実用的な技術である以上、保護の条件として当該技術の実施を求めることを考慮すべきである。これによって実用新案の保護方式や内容を特許と差別化し、実用新案と特許との住み分けができようになるだろう。

##### (1) 不実施における差止請求権の制限

実用新案の新たな枠組みのために、考えなければならないことは、権利の付与とその効力についての特許と差別化である。特許と実用新案との典型的な差として、保護対象、審査請求期間、権利存続期間、登録料、手数料、罰則などが挙げられ、権利の付与自体の

差が主となった<sup>(75)</sup>。一方、上述のように、最近では、ソフト知財を通じて特許と実用新案の効力の差別化が提案されている。ここでは、これらの中で実用新案の新たな枠組みを構築するため、必要な事項を検討する。第一に、特許の早期審査や各種の減免制度などによって、審査や手数料（登録料の一部を含む）による差は少なくなったため、上記の例の中で、審査請求期間や手数料（登録料の一部を含む）は実用新案の新たな枠組みに役に立たないと思われる。第二に、権利存続期間について、日本の場合、平成16年の改正を通じて実用新案の存続期間を6年から10年に延長した<sup>(76)</sup>。しかし、その影響は一時的な効果に過ぎなかったため<sup>(77)</sup>、保護対象や罰則などの変更を行ったとしても同様に一時的な効果しか得られないと思われる。したがって、実用新案の新たな枠組みのためには最近議論が進む差止請求権の制限を認めるソフト知財への転換や追加減免ができる登録料の項目などを通じて検討する。

まず、ソフト知財への転換を考察しよう。実用新案権について、ソフト知財の考え方(3)(3)①参照)を当てはめてみても、保護の対象が短いライフサイクルの技術であることを考慮すれば、実用新案権を差止請求権のない損害賠償請求権とするよりは、むしろ差止請求権が必要ではないかと思われる(例えば、短期間の実施(侵害)後、侵害者がこれ以上実施を希望しない場合)。しかしながら、実用新案の実用的な側面を考慮するなら、実用新案権者が実施しない場合は差止を認定しなくてもよいのではないだろうか。即ち、既存のソフト知財の提案を修正し、実用新案が不実施に限って、ソフト知財のように効力を制限することを提案する。このように、不実施による実用新案の効力の制限は実用新案を実施に伴う権利として位置付けするだろう。

##### (2) 裁定請求権の廃止及び不実施取消審判の導入

次に、不実施に関して、考察を続ける。特許法は不実施のための裁定請求権が認められ、実用新案法にも同一の内容が規定されている。しかし、実用新案の性質上、ライフサイクルが短い技術を保護し、産業の発展に資することを考慮すれば、求められる不実施期間が実用新案の存続期間の大半を占めることになる裁定請求権制度を廃止し、権利の取消に切り替えることが望ましい。このため、商標法において不事用取消審判



のように<sup>(78)</sup><sup>(79)</sup>、実用新案の不実施の際、取消審判（又は職権取消）を導入することを提案する。実用新案が実用的な面が強調される技術的思想であるため、これは実施を前提とすることが望ましく、実施されない権利は保護の代わりに、公衆が自由に利用可能にする。

### （３）維持年金の加算金又は維持年金自体の廃止

最後に、登録料に関して考察する。上記に記載したように、実用新案はライフサイクルが短い小発明を担う中小企業や個人出願人を保護する役割を果たしてきたが、現在、特許にも早期審査が可能であり、各種減免制度を考慮すれば、実用新案の魅力は従来ほどではない。現在までの登録料に関する提案として未実施の権利に対して実施の要請がある場合、権利者の維持年金を一部減免し<sup>(80)</sup>、納入金の一部払い戻し又は維持年金の各該当年度に納付などが提案されたが<sup>(81)</sup>、これから減少傾向に入った実用新案の活性化を期待するのは難しいと考えられる。

したがって、これまでの登録料に関する提案よりも積極的な誘引が必要と考えられる。例えば、維持年金の加算金の廃止、又は、著作権のように維持年金の概念のない権利としての転換も視野に入れるべきであろう（但し、維持年金以外の出願、審査（又は技術評価書作成）、補正（又は訂正）、設定登録、審判の費用などは従前通りにする）。維持年金の加算金は実施を促進する機能もあるので<sup>(82)</sup>、これは上述した不実施取消審判（又は職権取消）の対象を登録年次に応じて調節することによって同じ効果を得ることができる。このように維持年金の減免又は廃止は中小企業及び個人出願人のための実用新案の役割と合致すると考えられる。一方、特許庁の立場からは、いずれにせよ出願数が増えれば、税収の大きな減少はないだろう。

即ち、これらの提案を施行すれば、実用新案は特許に比べ、極めて安価であるが、実施による自己責任型の権利として新たな位置付けが可能であろう。

## ５．おわりに

実用新案制度の活性化は実用新案制度の新しい位置付けから始まると考えられる。そのため、実施に伴う自己責任型の権利に転換することを提案する。即ち、不実施の場合、差止請求権は認めない。また、実用新案が短いライフサイクルを持つ技術を保護する点を考慮し、不実施期間４年を要件とする裁定請求の代わり

に不実施取消審判を提案する。一方、積極的な誘引として維持年金の加算金又は維持年金自体の廃止も考慮すべきであろう。

[謝辞]

本稿の作成において助言および日本語校正の協力を戴いた。東京大学・准教授榊田祥子先生と山梨学院大学・特任准教授近藤裕子先生に感謝する。

(注)

- (1) 櫻井孝「制度創設期の我が国の実用新案制度について」特許研究 No.58, p.66 (2014)
- (2) 韓国特許庁・知的財産通計サービス・年度別出願（「<http://ipstat.kipi.or.kr/sta/selectStatisticContentsList.do?statID=10001&type=1&sumYN=N>」）
- (3) 津田淳「実用新案と特許の境界」知的所有権の保護－その実務傾向－, p.73 (1987)
- (4) 鈴木利之「実用新案制度の現状と課題」知財 20 講－知的財産の創造・保護・活用等の現状と課題－, p.73 (2004)
- (5) 田村善之, 知的財産法第 5 版, p.359 (2010)
- (6) 정광선「실용신안 무심사등록제도 도입의 문제점」산업재산권 Vol.6, p.p.179-186 (1997)
- (7) 윤선희「우리 나라에서의 실용신안 무심사제도 도입의 문제점」비교사법 Vol.4 No.2, p.p.524-530 (1997)
- (8) 過去 10 年間（2009 年-2018 年）の両国の出願の変更についての平均件数。日本の場合、実用新案から特許への出願を変更した件数は 104 件であり、特許から実用新案への変更は 361 件である（日本国特許庁・特許行政年次報告書 2019 年版, p.p.38-39）。一方、韓国の場合、実用新案から特許への出願を変更した件数は 85 件であり、特許から実用新案への出願を変更した件数は 207 件である（韓国特許庁・知的財産通計サービス）。
- (9) 穂積忠「実用新案制度の意義と有用性」特許研究 No.36, p.30 (2003)
- (10) 玉井克哉「無審査特許としての再生か緩慢な死か－わが実用新案法の改正論議に寄せて」ジュリスト No.1007, p.64 (1992)
- (11) 角田正芳, 辰巳直彦, 知的財産法第 8 版, p.196 (2017)
- (12) 日本国特許庁・新減免制度について（「<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html#3-4>」）
- (13) 韓国特許庁・手数料情報案内（「<http://www.patent.go.kr/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.jsp>」）
- (14) 前掲注 4) p.90
- (15) 清水将博, 服部博信, 戸次一夫, 政孝浩, 石井正「実用新案制度の活用に関する一考察」tokugikon No.268, p.85 (2013)
- (16) 特許第 1 委員会第 5 小委員会「実用新案制度の再考－平成 5 年法改正以後－」知財管理 Vol.63 No.1, p.50 (2013)

- (17) 韓国特許庁特許・実用新案審査基準, p.7460 (2019. 3. 19)
- (18) 韓国特許庁・知的財産通計サービス・年度別審査請求及び審査処理 (「<http://ipstat.kipi.or.kr/cmm/main/mainPage.do;jsessionid=1F2ABF32EF0FE65977DB01CCB371540D>」)
- (19) 前掲注 15) p.80
- (20) 高林龍, 標準特許法第 6 版, p.43 (2017)
- (21) 紋谷暢男「実用新案制度の保護客体」私法 Vol.30, p.173 (1968)
- (22) 紋谷暢男「実用新案法における物品の形態の一定性」無体財産法と商事法の諸問題, p.339 (1981)
- (23) 吉田茂「発明の本質」工業所有権の基本的課題 (上) 復刊版, p.94 (1971)
- (24) 光石士郎, 特許法詳説, p.p.135-140 (1967)
- (25) 青山紘一, 実用新案概説, p.50 (1993)
- (26) 日本国特許庁特許・実用新案審査基準, 第 III 部第 1 章と第 III 部第 2 章第 2 節 (平成 27 年 9 月)
- (27) 韓国特許庁特許・実用新案審査基準, p.3102 (2019. 3. 19)
- (28) 前掲注 3) p.71
- (29) 韓国特許庁・知的財産通計サービス・審査処理詳細内訳 (「<http://ipstat.kipi.or.kr/sta/selectStatisticContentsList.do?statID=30004&type=1&sumYN=>」)
- (30) 前掲注 9) p.32
- (31) 安彦元, 綾木健一郎, 片岡敏光「特許権と実用新案権における技術的範囲の限度度合の比較分析」日本知財学会誌 Vol.9 No.1, p.72 (2012)
- (32) 久野浜男, 条文を捉える II [特許法 (下)・実用新案法], p.646 (2008)
- (33) 神保弁吉「発明の進歩性について」工業所有権の基本的課題 (上) 復刊版, p.239 (1971)
- (34) 吉藤幸朔「実用新案法の存廃等に関する諸論」工業所有権の基本的課題 (下) 復刊版, p.684 (1972)
- (35) 이승주「4 차 산업혁명을 대비한 실용신안제도의 혁신－한중일 실용신안제도의 비교를 통하여－」東北亞法研究 Vol.12 No.1, p.138 (2018)
- (36) 仁木弘明「実用新案にかかる考案の進歩性－発明との対比において－」田倉整先生古稀記念・知的財産をめぐる諸問題, p.186 (1996)
- (37) 신재민「특허·실용신안제도의 위상에 대한 재검토－제도의 효율성 측면에서의 접근－」산업재산권 No.16, p.108 (2004)
- (38) 구대환「실용신안제도에 의한 소발명의 효과적인 보호방안」서울대학교 법학 Vol.46 No.4, p.266 (2005)
- (39) 榮元敏公「中国実用新案の進歩性判断基準の運用実態－最高人民法院等の判例を通じた考察－」知財管理 Vol.63 No.6, p.833 (2013)
- (40) 平成 28 年度特許委員会第 1 部会「各国の特許制度の比較に基づき日本の特許制度・実用新案制度の改正・改良へ向けて検討すべき事項」パテント Vol.70 No.10, p.37 (2017)
- (41) 장진규「4 차 산업혁명 시대의 실용신안제도 운용방안」지식재산연구 Vol.12 No.4, p.p.114-115 (2017)
- (42) 平成 25 年度特許委員会 (第 1 委員会及び第 2 委員会) 第 4 部会「新たな実用新案制度の創設の提案」パテント Vol.67 No.7, p.35-36 (2014)
- (43) 北元健太「豪州イノベーション特許制度の廃止は我が国実用新案制度に何を示唆するか」tokugikon No.289, p.118 (2018)
- (44) 秋山武「実用新案制度の存廃問題について」パテント Vol.16 No.7, p.p.3-5 (1963)
- (45) 前掲注 34) p.p.672-678
- (46) 박종렬, 노상욱「우리나라 실용신안제도의 실효성에 관한 재검토－특허와 비교해서－」法과 정책 Vol.19 No.2, p.228 (2013)
- (47) 구대환「실용신안에 의한 영업방법의 보호」서울대학교 법학 Vol.46 No.2, p.309 (2005)
- (48) 前掲注 15) p.82
- (49) 中山信弘, 工業所有権法 (上) 特許法 [第 2 版増補版], p.300 (2000)
- (50) 松本重敏, 特許権の本質とその限界, p.141 (2005)
- (51) eBay 判決について詳しくは次の論文を参考。玉井克哉「特許権はどこまで「権利」か－権利侵害の差止めに関するアメリカ特許法の新判例をめぐる－」パテント Vol.59 No.9, p.p.46-48 (2006)
- (52) 那須野太, 伊達智子「知財立国に向けた新たな知財財産制度 (ソフト IP) の提案」ジュリスト No.1393, p.p.79-80 (2010)
- (53) 심미랑「특허침해에 대한 구제원리로서 물권적 보호원칙과 손해배상원칙」안암법학 No.29, p.p.411-421 (2009)
- (54) 松本重敏「eBay 事件判決と日本特許法の比較考察－差止請求権と損害賠償請求権相互の位置づけ－」知財管理 Vol.57 No.2, p.191 (2007)
- (55) 吉原省三「差止請求権の在り方と差止請求権のない実用新案権の創設」現代知的財産法講座Ⅳ・知的財産法学の歴史的鳥瞰, p.124 (2012)
- (56) 前掲注 47) p.779
- (57) 前掲注 38) p.p.269-271
- (58) 前掲注 15) p.96
- (59) 前掲注 10) p.68
- (60) 前掲注 16) p.54
- (61) 前掲注 9) p.37
- (62) 前掲注 35) p.132
- (63) 熊谷健一「実用新案法の改正と今後の課題に関する一考察」知的財産法の理論と現代的課題, p.327 (2005)
- (64) 권인희「실용신안제도의 실효성에 관한 검토」창작과 권리 No.56, p.75 (2009)
- (65) 伊原友己「実用新案制度再考」牧野利秋先生傘寿記念論文集・知的財産権法理と提言, p.p.778-779 (2012)
- (66) 박영규「실용신안법의 연혁, 목적 그리고 보호대상에 관한 고찰」法曹 Vol.624, p.206 (2008)
- (67) 前掲注 34) p.690
- (68) 別所直哉「実務から見た AI がもたらす知的財産法へのインパクトと課題」法律時報 Vol.91 No.8, p.9 (2019)
- (69) 中島裕美, 潮海久雄「AI 関連発明における特許要件」AIPPI Vol.64 No.7, p.p.17-21 (2019)

- (70) 平嶋竜太 「いわゆる AI」 関連技術の特許法による保護と課題」 法律時報 Vol.91 No.8, p.p.43-47 (2019)
- (71) 前掲注 47) p.283
- (72) 前掲注 63) p.328
- (73) 前掲注 55) 参照
- (74) 光石士郎, 新訂実用新案法詳説, p.p.44-45 (1973)
- (75) 前掲注 74) p.p.45-46
- (76) 前掲注 20) p.323

- (77) 前掲注 11) p.197
- (78) 日本国商標法 50 条 1 項
- (79) 韓国商標法 119 条 1 項 3 号
- (80) 前掲注 52) p.79
- (81) 前掲注 15) p.98
- (82) 渋谷達紀, 知的財産法講義 I 第 2 版, p.101 (2006)  
(原稿受領 2020.2.21)

## パンフレット「弁理士info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室  
e-mail: panf@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
電話: (03) 3519-2361(直)  
FAX: (03) 3519-2706

